

其換算方法は株金の拂込の場合に同じ。

第二款 銀 行 の 機 關

一 監 査 役 及 頭 取

- (1) 監査役は十二人以上二千五人以下より成り、株主總會に於て之を選任す。
 - (2) 監査役を構成する各員は獨逸商法の規定に従ひ必ずしも獨亞銀行の株主たる事を要せざるも實際に於て監査役の大部分は株主銀行の代表者たる觀を呈した。
 - (3) 監査役を構成する各員の内、五人は柏林に於て、全員の四分の三は獨逸帝國に於て、又其全員は歐羅巴に於て住所を有することを要す。
 - (4) 監査役の各員は其中より頭取及副頭取を互選し且頭取の選任に付ては獨逸皇帝陛下の裁下を仰ぐものとす。
 - (5) 頭取、副頭取及監査役各員の任期は四年とす。
 - (6) 監査役の各員は無報酬とす、但し利益分配を受くるの權利を有す。
 - (7) 監査役の各員は監査役會を開き重要行務を評議す。
 - (8) 監査役の意志表示は「獨亞銀行監査役」なる文字並に頭取若くは副頭取及監査役各員の一人署名して之を爲す。
 - (9) 監査役の權限如左。
- (a) 取 締 役 の 任 免
 - (b) 帳 簿 書 類 の 檢 查

(c) 貸借對照表及損益計算書の審査

(d) 株主總會に決算書並に利益分配案を提出すること。

二 取 締 役

- (1) 取締役は少くとも二人より成り、監査役之を任命す。
- (2) 監査役と同様亦必ずしも株主たるを要せず。
- (3) 取締役は會社を代表する機關にして、其各員は部署を定めて本店又は支店の常務を處理し、且取締役會を開き常務を評議す。
- (4) 取締役は使用人を任免貽陟す、會社の意思表示は取締役各員の二人に依り、又其一人と取締役の各員に準すべき者一人に依りて爲さるものとす。

三 株 主 總 會

- (1) 株主總會に通常、臨時の二種有り。
- (2) 總會は伯林、ハンブルグ及ブレーメンに於て之を開く。
- (3) 通常株主總會は毎年一回上半期中に之を開く。

第三節 銀 行 の 業 務

獨亞銀行は發行銀行(Notenbank)たると共に抵當銀行(Hypothekenbank)である。抵當銀行の業務即ち不動産抵當貸付の業務を營むの結果其資金を供給する目的を以て社債券發行の特權を賦與せられた。

銀行券と社債権の發行の二者は獨亞銀行の特權的業務にして、何れも帝國宰相の特許状に基けるものであつた。獨亞銀行はまた證券銀行(Effektenbank)の業務を營み以て支那政府の財政に近接し獨逸政府の政策に參與せる點に特色を有する。

獨亞銀行は一方に於て普通銀行業務をも營み就中獨逸對東洋の貿易補助機關たる任務を有した。

第一款 銀 行 券 の 發 行

一 發 行 權 の 賦 與

一九〇六年六月八日附帝國宰相の特許狀(Konzession betreffend Banknotenausgabe im deutschen Kiautschougebiete und China vom 8. Zuni, 1906 同施行細則 Anweisung zur Ausfuehrung der konzession vom 8. Zuni, 1906)により、一九〇四年十月三十日より十五箇年間獨逸領膠州灣及支那各地に於ける營業所に於て銀行券發行の特權を賦與された。

而して青島に於ては一九〇七年六月より其他の支那各地に於ては同年十一月より發行を開始した。

二 發 行 準 備

銀行券の發行高に對しては制限無きも、流通銀行券を券面額にて兌換する爲め帝國宰相の指定する左の三様の準備を置くを要す。

(1) 帝國宰相に於て適當と認定したる保證人を立つること。

保證人は獨亞銀行株主の主なる者にして左の如きものであつた。

- (a) 商工銀行
- (b) 伯林商業銀行
- (c) ブライヒレー・デル銀行
- (d) ドイツチエ銀行
- (e) デスコント銀行
- (f) メンデルスゾーン商會

保證人は各其の出資額に應じ獨立して債務を負擔す。

保證行為は獨亞銀行振出保證人の引受けある十萬馬克以上の一覽拂爲替手形の作成に依り之を爲す。

- (2) 帝國宰相に於て適當と認定したる有價證券を供託すること。
但し帝國銀行へ擔保として提供し得る有價證券は一定の限度迄之を準備に充當することを得。
- (3) 銀行所有地の上に抵當權を設定すること。
但し課稅價格の四割を超過することを得ず。

三 銀 行 券 の 種 類

- (1) 獨亞銀行は各地經濟事情に適應せんが爲に、青島に於ては弗銀行券を、其他の支那各地に於ては弗銀券の外、兩銀行券を發行した。
- (2) 其額は弗銀行券一、五、十、二十五、五十の五種にして、兩銀行券は一、五、十、二十の四種であつた。
- (3) 兹に弗とは墨西哥弗にして、兩は銀行券發行當時發行地に於て通用する同一名稱の支那本位銀の單位を指した

ものである。

四 兑 換

- (1) 銀行は其銀行券の呈示を受けたる時は各營業所に於て之を兌換するの義務を有す。
 - (2) 但し銀行券發行地以外の地に在る營業所に於ては其有する現金額其他營業の都合に依り其時の爲替相場に換算して之が兌換をなすことを得。
- 但し青島本位貨幣と同一名稱を有する銀行券は之を保護領及山東省に於ける各營業所に於て其券面額面を以て之を兌換するを要す。

第二款 白 銅 貨 の 發 行

獨逸政府は一九〇九年十月十一日發布の白銅貨發行規定 (*Verordnung betreffend Ausgabe von Nikelmuenzen vom 11. October, 1909*) により、膠州灣保護領内に於て補助貨を發行した。

- (1) 獨逸政府は墨西哥弗の十分の一及二十分の一の兩種の名價を有する白銅補助貨を鑄造し之を膠州灣保護領地内に於て通用せしむ。
- (2) 白銅貨は墨銀三弗に相當する額迄は官公署並に個人取引に於ける支拂に之を使用する事を得。
- (3) 國庫は無制限に白銅貨を收納し又は之と墨銀との交換を爲すべし。
- (4) 國庫は穴を穿たれ又は流通以外の原因により毀損せられ若くは偽造せられたる白銅貨を收納し又は交換するの義務を有せず。

(註) 斯ぐの如く獨逸政府は白銅貨を鑄造し之を同領地内に於て通用せしめたるが爲に、支那各地に於て見るが如く支那の通用貨幣相互の間に相場を生ずる如きは膠州灣に於ては絶えて之を見ざりし所にして、亦以て支那に於ける海外銀行政策上一考の價値無しとせす。

第三款 一 般 銀 行 業 務

一 營 業 課 目

一般銀行業務に就て定款 (*Statut der Deutsch-Asiatische Bank v. 1906*) の規定する處左の如し。

- (1) 獨亞銀行は一般の銀行業務を經營する。(第三條第一項前段)
- (2) 獨亞銀行は獨逸と亞細亞間の商取引を促進するを以て目的とする。(同條同項後段)
此の點に於て獨亞銀行は貿易の補助機關にして貿易業者に對し國際的支拂の具を供給し對外的信用の維持を確保するの任務を有せるものである。其業務は外國爲替の賣買、取立及引受並に信用狀の發行及支拂等にして、就中外國の爲替賣買を以て最も重要な業務とした。
- (3) 其一般業務に就ては右の外何等列記する處がないが、(2)の外に尙預金、貸付及割引等の業務も廣く行へる處にして唯其業務の範圍及經營に關する細則は一々監査役の決定する處とされた。(定款第三條第三項)

二 禁 止 業 務

一般業務に對して二個の制限が設けられた。

- (1) 自己の計算に於て商品の賣買を爲すことを得ざること。(第三條第二項第一號)
- (2) 獨逸帝國內に於て振替業務 (*Girogeschäft*) 及預金業務を取扱ふ事を得ざること。(同條同項第一號)

三 以上の規定を概説せば

- (1) 第一に、獨亞銀行の目的は、銀行業を營み、且つ亦獨逸と亞細亞との間の通商的關係を緊密にするにある。
- (2) 次に、同行は其活動の範圍を専ら亞細亞に局限せるものである。
- (3) 獨亞銀行は獨逸帝國內に於て、預金業務を營むを得ず、又振替業務を行ふを得ずとした。是れ同行の活動を少くとも其通常の業務に關し、全然本國外に限らんとするものにして、此の業務制限の原因は専ら之を獨亞銀行の淵源たるシンジケートに關係せる獨逸銀行が、自己本來の營業地に於て全然競争を避けると欲したる事實に求めねばならない。之に反し銀行が單一の銀行の援助により外國に於て組織せらるゝこと例へば南阿に於て獨逸諸銀行の如くなるときは、獨逸本國に於ける同行の業務の制限を要する事が無いであらう。是、外國に於ける獨逸營業所を援助する獨逸銀行は常に此の支店の行動を自己の利益と調和せしむることを得るを以てする。
- (4) 獨亞銀行の營業に關しては右の如く實に獨逸に於てのみならず、又亞細亞に於てすらも均しく制限の存するを見る。自己の計算に於て商品商業を爲すことを得ざる事即ち之である。同行に對する此の營業の制限は必竟自己の利益の爲めにして、同行の亞細亞に於て注意すべき事情を考へたるものである。是實に同行が極東に銀行業を營みて成功することを得るに缺ぐべからざる條件である。而して亦た是等の邦國に於て設立する一切の銀行は例外無く此の條件に服従せざるべきである。若し東亞細亞に於て自己の計算に於て商品商業を爲さんと欲する銀行あるときは是等の邦國に於て營業しつゝある商店の非常なる悪感を受くるであらう。而して遂に此の銀行は是等商店の爲め一齊に排斥せられ、最早自ら存在すること能はざるに至るであらう。(ディウリツチ「獨逸銀行發展論」)

第四款 社債券發行業務(抵當銀行業務)

一 社債券發行の特權賦與

獨亞銀行は抵當貸付に依りて取得したる抵當權を保證として同額の社債權を發行し因て得たる資金は更に抵當貸付に使用した。

此の特權は一九一〇年一月二十四日附獨逸帝國宰相の「獨亞銀行記名式擔保附社債券發行に關する特許狀」(Genehmigung zur Ausgabe vom Hypothekenpfandbriefen auf dem Inhaber für die Deutsch-Asiatische Bank vom 24. Januar, 1910.)により賦與せられたるものであるが、實際に不動產抵當貸付の業務を開始したるは一九一一年からであつた。

二 抵當銀行業務と銀行券發行業務との調和策

凡そ銀行券發行銀行は銀行券の所持人に對して一覽拂の債務を負擔するが故に發行銀行の債務は必ず短期なるを要するに、抵當銀行の債務は全然之と反対の性質を有するが故に發行銀行が抵當銀行の業務を兼營するは固より矛盾である。此の矛盾を調和せしむる爲めに獨亞銀行は左の方策を採つた。

- (1) 抵當貸付及社債券の發行を管掌する爲めに別に「抵當部」なるものを設けた。
- (2) 抵當部の帳簿及勘定は他と全然之を分離せしめた。
- (3) 抵當部の業務は青島支店に於て之を統轄せしむることとした。
- (4) 抵當部の業務の執行に付ては帝國宰相の監督に屬するものとした。

三 抵當貸付規定

- (1) 抵當貸付は獨領膠州灣は勿論天津漢口の如き獨逸の居留地にして獨逸法による登記を爲す事を得る地方に於ては皆之を行ふを得るものとした。
- (2) 抵當貸付は第一順位に於て之を爲すことを要す。
- (3) 抵當貸付は擔保たる土地の評價格の半額を超過することを得ず。
- (4) 擔保たる土地は既耕地又は建物の敷地たることを要す。
- (5) 貸付は通貨を以て爲すことを要す。
- (6) 貸付金の返済は獨亞銀行の社債券を以てする事を得。

四 社債券發行規定

- (1) 社債券は無記名式にして擔保附とす。
 - (2) 社債券の發行額は拂込資本金の四倍迄とす。
 - (3) 社債券の流通額に對しては常に同額の保證を以て之を保證せざるべからず。
 - (4) 保證は原則として抵當貸付に依りて取得したる土地抵當權とす。
 - (5) 但し時に或は有價證券、現金により取得したる土地を以て之に充當することを得。
 - (6) 本位金貨に於て發行せられたる社債券は本位金貨を以て、弗銀貨に依りて發行せられたるものは弗銀貨を以て支拂はるべき保證に依り之を擔保すべき原則とす。
- 但し帝國宰相の命令あるときは本位金貨によりて發行せられたる社債券と雖も弗銀貨に依て支拂はるべき保證に依り之を擔保することを得。而して此の場合の換算率は二百馬克に對し百弗とされた。

- (6) 社債券所持人の權利を保護する爲め擔保品管理人を置くことを要す。

擔保品管理人は質權の取得、保全及行使に付き社債券所持人の全員を代表するものにして、社債券の保證たる抵當證書を保管し且つ社債券の發行を監視す。

第五款 證券的業務

一 發行業務 (Emissionsgeschäft)

自己の計算に於て又は手數料を收めて公債、社債等の應募又は引受を爲す事に就ては別に明文を以て規定せざるもの實際行へる處である。

二 投機業務 (Spekulationsgeschäft)

株式の全部若くは一部の引受又は所有に依り會社を設立又は改造し若くは其事業に關與する事を得(定款第四條)

(註) 佛領印度支那銀行に於ては、其證券的業務を銀行券發行業務と調和せしむる爲めに其業務に制限を設けたるも、獨亞銀行に於ては、豫め其額に就て制限を設くることなく、又其他細目の規定を掲ぐること無し。蓋し獨亞銀行に於ては、凡て營業課目及規定を列記する事を避け前述の禁止業務の外は全部之を營み得るものと解釋するの外無く、而して「其業務の範圍及經營に關する細則は監査役の決定」に一任せられ居るを以てどある。

三 證券的業務の實績

(1) 發行業務の實績、即ち獨亞銀行が獨逸を代表して政治借款及鐵道借款等を引受たものとしては、一八九六年第一

第十三章 獨 亞 銀 行

一九六

一次英獨借款、一八九八年第二次英獨借款、一九〇八年及一九一〇年津浦鐵道借款（以上は何れも香上銀行と共に）、一九一一年粵漢川鐵道借款（四國銀行團合同）及一九一一年十二月幣制改革及東三省實業振興借款等がある。

(2) 投機業務の實績としては、租借地土木會社（Niederlassung-Gesellschaft）の設立、遼羅商業銀行の買收、山東鐵道會社（Schantung-Eisenbahn-Gesellschaft）山東礦山會社（Schantung-Bergbau-Gesellschaft）及獨逸支那鐵道會社（Deutsch-Chinesische-Eisenbahn-Gesellschaft）等の設立が主なるものである。

營業地域 機關別務	日本内地	
	日本銀行	日銀行
與ヘラタル特權	<p>(一)兌換銀行券ノ發行 イ、正貨準備 同額ノ金銀貨及地銀ヲ引換準備トナス ロ、保證準備 一億二千萬圓迄ハ前項ノ外更ニ公債大藏證券確實ナル證券商業手形ヲ保證トシテ ハ、制限外發行 前項ノ外ニ市場ノ狀況ニヨリ前項ノ如キ證券ヲ保證トシテ一箇年五分ヲ下ラザル割合ノ發行稅ヲ納付シテ發行スルコトヲ得 (二)國庫金ノ取扱 (三)諸手形及切手ノ發行</p>	<p>(一)勸業替資金ノ低利融通 イ、資本ノ監督ノ下ニ支給行ス ロ、右金銀貨、地銀、日ヨラ、政府發行ノ證券、券又ハ商業手形 ハ、勸銀ハ發行總額ノ二還ノトヲ許サズ</p>
一般業務	<p>(一)政府發行ノ手形、爲替手形、其他商業手形ノ割引買賣 (二)地銀ノ賣買 (三)金銀貨或ハ地銀ヲ抵當トスル貸付 (四)取引約定先ノ爲ニスル手形金ノ取立 (五)諸預り金 (六)保證預り (七)公債、政府發行ノ手形其他政府ノ保證ニカカル證券ヲ抵當トスル當座貸又ハ定期貸 (八)公債證書ノ買入レ賣拂ヒ</p>	<p>(一)五十爲替還法ニ (二)拂込爲替金額ヲ 簡年以 (三)府、縣、市組織預リズシテ (四)田畠手形、其他諸證券ノ業權、權利ニ於立 又ハ年 (五)市制市街地シテ拂リ公債證書地銀二分ノ内ニテ入れ又ハ賣拂コ (六)耕地合、森林、三ハ抵償還貸ル外國ニ關スル公 (七)農工及其擔負、賦稅還ナスクアルベシ (八)營業債券、公債券ヲ得 (九)預りリ</p>
取扱ヲ禁止セラタル事項	<p>(一)不動產、銀行又ハ諸會社ノ株券ヲ抵當トシテ資金ヲナスクト (二)日本銀行株券ニ對スル貸金ヲ爲シ又ハ此株券ノ買戻ヲナスクト (三)諸工業會社株主タルハ勿論直接間接ヲ問ハズ工業ニ關係スルコト (四)本支店、出張所ヲ開設スル爲ニ必 要ナルモノノ外一切他ノ不動產ノ所有主トナルコト</p>	<p>(一)日本返済ノ爲ニヨル引外預リスルコ預イ、若ク有價部若銀前業又ハ、形ノ公 口、工業引産ニ、ニ、公ス日本ヲ營ム (二)日本ヲ營ム</p>

本邦特殊銀行の業務一覽表

営業地域	日本内地・植民地			日本内地・植民地・海外各地		
	日本銀行	日本勧業銀行	日本興業銀行	朝鮮銀行	臺灣銀行	正金銀行
機関別務	(一)兌換銀行券ノ發行 イ、正貨準備 同額ノ金銀貨及地金銀ヲ引換準備トナス ロ、保證準備 一億二千萬圓迄ハ前項ノ外更ニ公債大藏證券確實ナル證券商業手形ヲ保證トシテ ハ、制限外發行 前項ノ外ニ市場ノ狀況ニヨリ前項ノ如キ證券ヲ保證トシテ一年五分ヲ下ラザル割合ノ發行稅ヲ納付シテ發行スルコトヲ得 (二)國庫金ノ取扱 (三)諸手形及切手ノ發行	(一)勸業債券ノ發行 イ、資本金四分ノ一以上ノ拂込アリタル時ハ其拂込金額ノ十五倍迄發行スルコトヲ得 ロ、右ノ場合ハ商法第百九十九條ニヨラザルコトヲ得 ハ、勸業債券ハ券面十圓以上トシ償還ノ際割増金附トナスコトヲ得	(一)興業債券ノ發行 イ、拂込資本額ノ十倍ヲ限リ發行スルコトヲ得 但其貸付金額、割引手形、國債證券其他所有有價證券、地金銀現在高ヲ超過スルコトヲ得ズ ロ、額面ハ二十圓以上トス ハ、商法第百九十九條ノ規定ヲ適用セズ	(一)朝鮮銀行券ノ發行 イ、支拂準備 銀行券發行高ニ對シテ全額ノ金銀貨及地金銀又ハ日本銀行兌換券ヲ以テ其支拂準備トスベシ ロ、保證準備 五千萬圓迄國債證券其他確實ナル證券商業手形ヲ保證トシテ發行スルコトヲ得 ハ、制限外發行 市場ノ狀況ニヨリ前二項ノ外更ニ前記證券ヲ保證トシテ年五分ヲ下ラザル割合ノ發行稅ヲ納付シテ銀行券ノ發行ヲナスコトヲ得 (二)朝鮮、關東州、滿鐵附屬地ニ無制限適用	(一)額面一圓以上ノ銀行券ヲ發行スルコトヲ得 イ、正貨準備 銀行券發行高ニ對シ同額ノ金銀貨及地金銀ヲ置キ支拂準備トナスコト ロ、保證準備 前項ノ外貳千萬圓ヲ限度トシテ政府發行紙幣證券兌換銀行券又ハ確實ナル證券若クハ商業手形ヲ保證トシテ之ヲ發行スルコトヲ得 ハ、制限外發行 市場ノ狀況ニヨリ銀行券ノ發行ヲ必要トル時ハ前記證券其他ヲ保證トシテ一年五分ヲ下ラザル割合ノ發行稅ヲ納付シテ銀行券ヲ發行スルコトヲ得 (二)臺灣總督府管内ニ於テ政府ノ收納ニ充テ無制限適用スルコトヲ得	(一)日本銀行ヨリ爲替資金ノ低利融通ヲ受クルコトヲ得 (二)外務大臣大藏大臣ノ監督ノ下ニ支那ニ於テ銀行券ヲ發行スルコトヲ得 イ、支拂準備 發行高ト同額ノ金銀貨、地金銀、日本銀行ノ兌換券、政府發行ノ證券、其他確實ナル證券又ハ商業手形 ロ、金銀貨及地金銀ハ發行總額ノ二分ノーハ下ルコトヲ許サズ
與 ヘ ラ レ タ ル 特 權	(一)政府發行ノ手形、爲替手形、其他商業手形ノ割引買取 一 般 業 務 取 扱 ヲ 禁 止 セ ラ レ タ ル 事 項	(一)五十箇年以内ヲ期限トスル年賦償還法ニヨル不動產貸付 (二)拂込資本金及積立金總高ニ對スル金額ヲ限リ、不動產ヲ抵當トスル五箇年以内ノ定期償還貸付 (三)府、縣、郡、市、町、村、其他法律ヲ以テ組織セル公共團體ニハ抵當ヲ徵セズシテ貸付ヲナスコトヲ得 (四)田畠、園田、山林、牧場、養魚池、漁業權、輕便鐵道、財團軌道、財團及臺灣ニ於ケル業主權ヲ抵當トシテ定期又ハ年賦償還貸付ヲナスコトヲ得 (五)市制施行地及勅令ヲ以テ指定スル市街地ニテハ宅地又ハ建物ヲ抵當トシテ拂込資本金及勸業債券發行額ノ二分ノーハ超エザル貸付金額ノ範圍内ニテ貸出ヲナスコトヲ得 (六)耕地整理組合、產業組合、漁業組合、森林組合、畜產組合又其聯合會等ニハ抵當ヲ徵セズシテ定期又ハ年賦償還貸付ヲナスコトヲ得 (七)農工銀行ノ年賦償還貸付金ノ債權及其擔保タル抵當權ヲ擔保トシテ年賦償還ノ方法ニヨリ貸付ヲナスコトヲ得 (八)營業上餘裕金ヲ生ジタル時ハ農工債券、北海道拓殖債券、朝鮮殖產銀行債券ヲ引受クルコトヲ得 (九)預り金、地金銀、有價證券ノ保護預り	(一)國債證券、地方債證券、社債券、株券ヲ擔保トスル貸付 (二)國債、地方債、社債ノ應募又ハ引受 (三)預り金及保護預り (四)擔保附社債ニ關スル信託事業 (五)手形ノ割引 (六)爲替、荷爲替 (七)法律規定ニ依リ設定シタル財團ヲ抵當トスル貸付 (八)十五年以内ニ於ケル年賦償還又ハ五箇年以内ニ於ケル定期償還ノ方法ニ依リ船舶又ハ製造中ノ船舶ヲ抵當トスル貸付 (九)造船材料又ハ船舶附屬具ヲ擔保トスル貸付 (十)國債證券、地方債證券、社債券、株券ノ募集其拂込金ノ受入又ハ其元利金若クハ配當金支拂ノ取扱 (十一)農工銀行ノ年賦償還貸付金ノ債權及其擔保タル抵當權ヲ擔保トシテ年賦償還ノ方法ニヨリ貸付ヲナスコトヲ得 (十二)營業上餘裕アル時ハ國債證券、地方債證券、社債券、株券、地金銀ノ買入ヲナスコトヲ得	(一)爲替手形其他商業手形ノ割引 (二)平常取引スル諸會社、銀行又ハ商人ノ爲手形取立 (三)爲替及荷爲替 (四)確實ナル擔保アル貸付 (五)諸預り金及當座貸越勘定 (六)金銀貨、貴金屬及諸證券ノ保護預り (七)地金銀ノ賣買及貨幣ノ交換 (八)擔保附社債ニ關スル信託事業 (九)他銀行ノ業務代理 (十)國債證券、地方債證券、社債券若クハ株券ノ募集其拂込金ノ受入又ハ其元利金若クハ配當金ノ支拂取扱 (十一)國債證券、地方債證券、其他確實ナル證券ノ買入 (十二)主務大臣ノ認可ヲ受ケタル時ハ公共團體ニ對スル無擔保貸付他銀行ノ買入 (十三)公共團體、產業組合、畜牛保險組合ニ對スル無擔保貸付	(一)外國ノ爲替及荷爲替 (二)內國ノ爲替及荷爲替 (三)貸付 (四)諸預り金及保護預り (五)爲替手形、約束手形、其他諸證券ノ割引又ハ其代理取立 (六)貨幣ノ交換 (七)營業ノ都合ニヨリ公債證書地金銀又ハ外國貨幣ヲ買入レ又ハ賣拂コトヲ得 (八)政府ノ命令ニヨル外國ニ關スル公債及官金ノ取扱ヲナスコトアルベシ	
	(一)不動產、銀行又ハ諸會社ノ株券ヲ抵當トシテ貸资金ヲナスコト (二)日本銀行株券ニ對スル貸資金ヲ爲又ハ此株券ノ買戻ヲナスコト (三)諸工業會社株主タルハ勿論直接間接ヲ問ハズ工業ニ關係スルコト (四)本支店、出張所ヲ開設スル爲ニ必要ナルモノノ外一切他ノ不動產ノ所有主ナルコト	(一)日本勸業銀行ハ左ノ方法ニヨルノ外預り金又ハ營業上ノ餘裕金ヲ使用スルコトヲ得ス イ、預り金四分ノ一以上ハ國債證券若クハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ヲ買入レ又ハ大藏省預金部若クハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル銀行ニ預入ルルコト ロ、前項ノ證券又ハ農產物、水產物、工業製造品ヲ擔保トスル手形ノ割引又ハ短期貸付 ハ、產業組合又ハ其聯合會ニ對シ手形ノ割引又ハ當座貸越ヲナスコトニ、公共團體ニ對スル短期貸付ヲナスコト (二)日本勸業銀行法ニ記載セザル業務ヲ營ムコトヲ得ズ	(一)日本興業銀行法ニ記載セザル業務 ハ之ヲ營ムコトヲ得ズ 但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル時ハ於テ營ム銀行業務及其附帶業務ニ付テハ此ノ限リニアラズ	(一)營業ノ爲必要ナル物件ヲ取得シ又ハ債務辨済ノ爲物件ヲ引受ケタル場合ヲ除クノ外動產及不動產ヲ所有スルコトヲ得ズ (二)朝鮮銀行法ニ記載セザル業務ハ之ヲ營ムコトヲ得ズ	(一)臺灣銀行法ニ記載スル事業ノ外ノ營業ヲナスコトヲ得ズ 但シ外國ニ於ケル營業ノ必要上主務大臣ノ認可ヲ受ケタル事業ニ付テハ此ノ限リニアラズ (二)自行ノ株券ヲ抵當ニ取り又ハ買戻シヲ禁ゼラル	

取次販賣所
發行所
大連市紀伊町九十一番地
法人團
中日文化協會

印刷所
大連市東公園町三十一番地
株式會社
滿洲日報社印刷所

發編
行輯
人兼

南滿洲鐵道株式會社總務部調查課

佐田弘治郎

吾妻力

松郎

定價金壹圓參拾錢

昭和五年十一月二十五日印刷
昭和五年十一月三十日發行

書名	著者	出版社	小説
南滿洲鐵道株式會社總務部調査課	佐田弘治郎	南滿洲鐵道株式會社	小説

14.
5
17

NO.

PATENTED NO. 119016

"F-M"

PAMPHLET BINDERS

are carried in stock in the following sizes

Catalog No. High Wide Thick

851(菊倍) 30. cm. x 22.5cm. x 1cm.

852(四六倍) 26. " x 18.5 " x 1 "

853(菊) 22.5 " x 15. " x 1 "

854(四六) 18.5 " x 12.5 " x 1 "

855(特) 24. " x 15. " x 1 "

Special sizes are made to order

LIBRARY SUPPLIES IN ALL KINDS

F. MAMIYA & CO.

OSAKA-TOKYO-FUKUOKA

終

